



2025 年 8 月 28 日

各 位

会 社 名 GFA 株式会社
代表者名 代表取締役社長 松田 元
(コード：8783、スタンダード市場)
問合せ先 経営企画部 部長 谷井 篤史
<https://www.gfa.co.jp/form/corp/>

訴訟の判決（勝訴）に関するお知らせ

当社は、2024 年 6 月 24 日付「[当社に対する訴訟に関するお知らせ](#)」において開示のとおり、株式会社キャネットクレジットからの連帯保証債務支払等請求事件について、本日、東京地方裁判所において判決が言い渡され、当社の主張が認められ勝訴いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 判決のあった裁判所および年月日
東京地方裁判所 民事第 43 部 令和 7 年 8 月 28 日

2. 訴訟の原因及び判決等に至った経緯

当社は、2022 年 9 月 28 日付「[株式会社ヴィエリスからの一部事業譲受及び新たな事業の開始に関するお知らせ](#)」において開示のとおり、美容脱毛サロン事業を一部譲受いたしました。

事業譲渡以前において、株式会社ヴィエリスは美容脱毛サロンの利用顧客に対して株式会社キャネットクレジットが取り扱う立替払いのクレジット取引を提供しておりました。

株式会社キャネットクレジットは、株式会社ヴィエリスに対する立替払いの未払い分等について、株式会社ヴィエリスが営業停止状況にあること、また美容脱毛サロン事業の運営が当社に切り替わっていたことから、連帯保証債務として当社らに対して支払いを求め、2023 年 5 月 26 日付で連帯保証債務支払等請求事件として東京地方裁判所に提訴いたしました。

当初の請求額は連帯保証債務の支払いとして 174,031,670 円およびこれに対する支払利息でありました。

その後、2024 年 6 月 24 日付で株式会社キャネットクレジットより訴訟に関する請求金額を拡張する旨で訴えの変更申立ての提起を受け、請求額が 295,516,920 円及びこれに対する支払利息に変更されました。

3. 訴訟を提起した者の概要

(1)	名 称	株式会社キャネットクレジット
(2)	所 在 地	京都府京都市下京区堀川通綾小路下る綾堀川町 296 番地
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役 榎本 幸雄

4. 訴訟の概要及び訴訟の目的の価額

(1) 訴訟の内容

連帯保証債務支払等請求事件

- (2) 訴訟の目的の価額
295,516,920 円、およびこれに対する支払い利息
- (3) 判決の主文
原告の請求を棄却する（当社勝訴）
- (4) 訴訟費用
原告の負担

5. 今後の見通し

本判決により、当社に債務の支払い義務がないことが確定したため、当期以降の業績への影響はありません。

当社といたしましては、本判決による本件訴訟が終結したことを踏まえ、引き続き適切な事業運営に努めてまいります。

なお、相手方が控訴期限内に控訴手続きを行った場合には、改めてお知らせいたします。

以 上